

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和60年2月及び同年3月
② 昭和61年4月から63年1月まで

申立期間①については、昭和60年1月に会社を退職後、A市役所で加入手続を行い、その後、金融機関で国民年金保険料を納付した。②については、実家があるB県C市で、両親が私に代わって金融機関で納付してくれたように記憶している。未納は無いはずなので改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和60年1月に会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、金融機関で国民年金保険料を納付したとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、A市で同年6月に払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、このころに申立人はA市役所で国民年金に加入したものと考えられる。

また、当時、A市では、国民年金の加入届を受け付けた際、さかのぼって納付することが可能な過年度分についても納付書を作成し、納付勧奨を行うのが通例であったことが確認できる上、申立人は、申立期間①の直後の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料を62年2月26日に過年度納付していることが社会保険庁のオンライン記録により確認できることから、申立人は、この納付書により当該申立期間の保険料を納付した

ものとみても不自然ではない。

一方、申立期間②については、申立人若しくは申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、保険料の納付状況が不明であり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から同年3月まで
② 昭和39年7月から41年3月まで
③ 昭和41年7月から42年3月まで
④ 昭和42年10月から43年3月まで
⑤ 昭和44年11月から45年3月まで

私は、昭和36年ごろに、当時加入していたA組合の情報等で国民年金制度が始まったことを知り、すぐに国民年金に加入した。国民年金保険料は、B市C区役所の窓口や集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされているため調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金制度発足と同時に国民年金の加入手続を行い、B市C区役所で国民年金保険料を納付していたとしており、申立人が所持している国民年金手帳は、昭和36年4月1日に発行されていることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立期間の前後の保険料は、納付済みである上、申立期間直後の保険料を37年5月29日に納付しており、この当時は、B市において、同年4月に発出された厚生省（当時）通達により、過年度保険料の収納についても取り扱っていたことが確認できることから、申立期間の保険料を納付したのと考えても不自然ではない。

一方、申立期間②、③、④及び⑤については、申立人が所持している国

民年金手帳の検認記録欄に検認印の押印が無く、これは、社会保険事務所が保管している特殊台帳及び社会保険庁のオンライン記録とも一致している上、国民年金保険料を一緒に納付していた申立人の妻についても未納であり、申立人は、当該申立期間の保険料を納付していなかったものとみるのが自然である。

また、申立人が申立期間②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料として提出している確定申告書等は、昭和45年分から47年分所得のものであり、当該申立期間に係る確定申告書等ではなく、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月及び13年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年12月
② 平成13年1月

申立期間①については、夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料も一緒に支払っており、夫は納付済みとなっているのに私の保険料だけが未納となっているのは考えられない。また、申立期間②の免除期間については、追納したはずであり、免除のままになっているのが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ1か月と短期間であるとともに、申立人は昭和46年2月に国民年金に加入し、60歳到達時まで申立期間を除き国民年金保険料に未納は無く、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録により国民年金保険料の納付日が確認できる申立期間①を除く平成8年1月から9年6月までの保険料は夫婦共に同一日に納付されている上、申立期間の保険料を一緒に納付してきたとする申立人の元夫の保険料は納付済みとなっており、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立期間②について、申立人は、申立期間直前の平成12年12月分を15年7月29日に、直後の13年2月分を15年6月30日に追納していることが確認できるが、社会保険庁の追納保険料に関する質疑応答では、

先に経過した月分から納付させる処理を行うこととされているにもかかわらず申立期間に充当されていないほか、同庁のオンライン記録には上記の追納が行われているにもかかわらず、追納申出日・金額等が記録されないなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性が有る。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は平成8年12月及び13年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの期間、51年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年10月から同年12月まで
② 昭和51年2月及び同年3月

私は、申立期間当時、A県B区に居住し、国民年金保険料は、集金人に社宅の住人と一緒に納付していたので、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は3か月、申立期間②は2か月と、いずれも短期間であるとともに、申立人は、昭和48年4月に国民年金に任意の資格で加入して以降、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、60歳到達までの国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、当時、行政側の記録管理及び保険料収納事務が、以下のとおり、適切に行われていなかったことがうかがわれる。

- i) 社会保険事務所が保管している申立人の特殊台帳には、昭和48年5月から49年2月までの保険料納付が記録されていなかったため、申立人が所持している国民年金手帳により、平成20年6月23日に追加修正されていること。
- ii) 申立人は、申立期間当時居住していたA県B区において、昭和49年3月から同年6月までの国民年金保険料を金融機関で納付後、集金人にも納付した結果、二重納付となったが、その充当処理に混乱がみられるこ

と。

さらに、申立期間①については、上述の二重納付となった国民年金保険料が、申立期間直後の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料に変更されており、申立期間を未納としたまま期間変更処理が行われたとは考え難く、その時点では、申立期間の保険料は納付済みであったものと考えるのが自然である。

加えて、申立期間②については、社会保険事務所が保管している特殊台帳の申立期間に係る昭和 50 年度の摘要欄に、申立人からの申出により過年度保険料の納付書を送付した場合に押印されたものと考えられる「納付書」の押印が有ることが確認できることから、申立人は、この納付書により申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月及び同年5月に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を49年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月24日から50年4月18日まで

社会保険庁の船員保険加入記録によると、申立期間について船員保険が未加入になっていることが分かった。自分の記憶では、昭和44年9月から58年5月までA株式会社に継続して勤務しており、申立期間については乗船の待機期間であったが、その間も船員保険の被保険者として扱われていたはずである。申立期間について船員保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する乗組員カードの記録から、申立人が同社に申立期間においても勤務していた事実を確認できる。

また、申立人が所持する昭和49年の源泉徴収票の記載から、6か月分の船員保険料が控除されていたことが確認でき、A株式会社によると、保険料は翌月控除であるとしていることから、その内訳については、48年12月から49年3月までの4か月分の保険料を同年1月から4月までの給与において控除し、被保険者資格喪失後の4月及び5月分の保険料を引き続く5月及び6月分の給与から控除されていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち昭和49年4月及び5月の

船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、昭和 49 年分の源泉徴収票の記載から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 株式会社が保管する船員保険被保険者名簿の記録から同事業所において昭和 49 年 4 月 24 日を船員保険の資格喪失日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月及び 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 49 年 6 月から 50 年 3 月までの期間については、申立人が所持している 49 年及び 50 年の源泉徴収票によると、船員保険料が控除されていることは確認できない。

また、当該事業所が保管する乗組員カードの記録によると、申立人は昭和 49 年 4 月 24 日から 50 年 4 月 17 日までの間は外国籍の船の乗船期間となっており、同事業所が保管する船員保険被保険者名簿の記録においても当該期間は被保険者期間とはなっていない。これについて、当該事業所は、当時は外国籍の船に乗船の期間は船員保険には加入させておらず、51 年 4 月 1 日社会保険庁通知「外国法人等に派遣される日本人船員に対する船員保険法の適用について」により、初めて船員保険に加入させるようになった旨の回答をしている。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として昭和 49 年 6 月から 50 年 3 月までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成13年5月1日に訂正し、同期間の標準報酬月額を、32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年2月から同年6月まで
② 平成8年12月
③ 平成13年1月から同年6月まで
④ 平成13年4月30日から同年5月1日まで

申立期間①、②及び③について、給与支給額と比較して標準報酬月額が低すぎる。当時の給料明細書を持っているので、社会保険庁の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、申立期間④について、厚生年金加入記録が空白となっているが、継続して勤務しており、当時の給料明細書には厚生年金保険料の控除の記載も有るので、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る申立期間④について、雇用保険の記録、申立人が保管している給料明細書及び同僚等の供述から、申立人は、継続して勤務し（平成13年5月1日に株式会社Aから関連会社である有限会社Bに異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、株式会社Aに係る平成13年3月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

さらに、社会保険事務所の記録では、株式会社Aは平成13年4月30日に適用事業所でなくなっていることが確認できるが、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は関連資料が無いため不明としているが、株式会社Aは申立期間④において適用事業所でなくなっていることから、事業主は、申立人の申立期間④に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準報酬月額について、申立人が保管している給料明細書の厚生年金保険料控除額から算出した標準報酬月額は、社会保険庁に記録されている同時期の標準報酬月額に相当する控除額となっており、異なった金額が控除されていた事実は確認できなかったことから、申立てに係る事実を認めることはできない。

このほか、申立期間①、②及び③に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間のうち、申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C出張所における資格取得日を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から37年3月10日まで

私は、昭和32年3月1日からA株式会社（現在は、株式会社B）D支店に勤務し、36年9月1日に新設のA株式会社C出張所に転勤となり、38年1月にE株式会社（現在は、F株式会社）に異動し、平成11年3月20日に退職した。

この間毎月途切れることなく厚生年金保険に加入していたのに、社会保険庁の記録では昭和36年10月1日A株式会社D支店資格喪失、37年3月10日A株式会社C出張所資格取得となっており、5か月の空白となっている。5か月の厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書及び雇用保険の記録並びにE株式会社（現在は、F株式会社）が保管する社内履歴書から申立人が昭和32年3月1日から平成11年3月20日までA株式会社及びE株式会社に継続して勤務（昭和36年9月1日にA株式会社D支店からA株式会社C出張所に異動）していたことが認められる。

また、標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書の保険料控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和 37 年 3 月 10 日から適用事業所となっているが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録がない。しかし、当該事業所は製造業を営んでおり、申立人及び同僚は、申立期間において 5 人以上の従業員が在籍していたと供述していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月23日に訂正し、標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月21日から同年8月23日まで

昭和41年7月にA株式会社本社からB県のC工場へ転勤になった。転勤した日から同工場で厚生年金保険が適用されるまでの期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社からの回答並びに申立期間当時の複数の同僚の供述から、申立人は申立期間においてA株式会社に継続して勤務し（昭和41年8月23日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年6月の社会保険事務所の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社本店における資格取得日に係る記録を昭和30年4月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月27日から同年5月1日まで

昭和30年4月27日付けでA株式会社B支店から同社本店に転勤したが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A株式会社本店が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、同社本店の回答及び申立人と同期入社している元同僚の回答により、申立人が申立期間にA株式会社に継続して勤務し（昭和30年4月27日に同社B支店から同社本店C室D課に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA株式会社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和30年5月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は当時の資料は保管していないが正社員として採用されている期間につ

いては、厚生年金保険料を給与から控除しており、A株式会社のシステム上、納付したはずであると主張しているが、申立人の申立期間と同時期に同社B支店及び同社E支店から同社本店に転勤したことが確認できる複数の元同僚の全員の記録についても、申立人と同様に昭和30年5月1日に資格取得した記録となっている。

また、A株式会社が納付の根拠としている同社本店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の写しについてみると、申立人は昭和30年4月27日付け資格取得と記載されているものの、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が記載されておらず、社会保険事務所の受付印の押印は無く、届出者記載欄にも同社本店の記名及び押印が無いことから、この届出書により社会保険事務所に届け出たとは認められない。

これらの状況から判断すると、事業主は、申立人のA株式会社本店における資格取得日を昭和30年5月1日として届け出、同社B支店からは、申立人の資格喪失日を同年4月27日として届け出たものと考えられ、その届出の結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、申立人の昭和45年4月から46年8月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から46年8月まで

私の国民年金は昭和43年3月ごろに母親が加入手続を行った。両親共に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたのに、家業を継ぐため会社を退職した私の保険料を納付していなかったとは考えられず、納付していると聞いたこともある。

また、その後、妻が国民年金の加入手続を行い、昭和45年4月にさかのぼって国民年金保険料を納付しているが、結婚までの私の保険料は、母親が納付していたので、さかのぼった分は二重に納付していると思われるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳となった昭和43年3月ごろに申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を申立人の母親が納付してきたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の婚姻後の46年9月に払い出されていることが確認できることから、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推認され、これ以前に手帳記号番号が払い出された形跡は認められず、申立内容とは符合しない。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、納付状況等が不明であり、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

なお、申立期間のうち、昭和45年4月から46年8月までについて、申立人は、申立人の妻がさかのぼって国民年金保険料を納付した結果、申立人の母親が納付した期間と重複して納付したとも主張しているが、仮に、保険料を重複して納付していた場合、社会保険事務所では過誤納された保険料を還付又は充当することとなるが、社会保険庁が保管している特殊台帳及びオンライン記録には、還付等された記録は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和43年3月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、昭和45年4月から46年8月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から57年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から57年5月まで

私は、昭和55年11月に国民年金の加入手続を行い、A県B区役所に毎月出向き、国民年金保険料を納付していた。昔のことなので、領収書等は見付けられなかったが、申立期間が未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年11月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、59年4月に払い出されていることが確認できることから、このころに、申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の一部は、時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることになるが、特例納付が実施されていた時期でもない上、申立人からは、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年7月までの期間、39年3月から44年8月までの期間及び45年3月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年7月まで
② 昭和39年3月から44年8月まで
③ 昭和45年3月から同年12月まで

私は、A村（現在は、B町）に住んでいた申立期間①及び②の期間は私自身が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は町内の組長が集金に来ていた。申立期間③はC市D区E出張所で払ったが、いつごろまでだったかははっきり分からないが、納付の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A村で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の被保険者資格取得日から昭和61年1月ごろに払い出されたものと推認でき、申立人が所持する年金手帳においても「初めて被保険者となった日」は同年同月14日、「被保険者の種別」は任意と記載されていることから、申立人は、この日に国民年金に加入したものと推認され、任意加入の場合、さかのぼって国民年金の被保険者となることできないため、申立期間は未加入の期間となり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険

料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、申立人の元夫との婚姻中の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 7 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 7 年 7 月まで

私は、A 県から B 市 C 区に転入し、国民健康保険の手續に併せて国民年金の手續を行い、申立期間の国民年金保険料を 1 年ごとに区役所若しくは郵便局で納付したにもかかわらず、未納とされているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 県から B 市 C 区に転入し、昭和 61 年 4 月から国民年金保険料を 1 年ごとに区役所若しくは郵便局で納付していたと主張しているが、60 年 1 月 5 日に厚生年金保険に加入したことにより国民年金の資格を喪失した後、申立人が、国民年金の資格再取得手續を行ったのは平成 9 年 8 月ごろであることが、社会保険庁のオンライン記録で確認できる上、B 市が保管している国民年金収滞納リストにおいても、申立人は、申立期間は登録されておらず、同市では国民年金被保険者として管理していなかったことが確認できることから、申立人が再取得手續を行った上記の時点までは、申立期間は未加入期間のため保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、上記の国民年金の資格再取得手續を行った直後の、平成 9 年 9 月及び同年 10 月に、時効となっていない納付可能な 7 年 8 月から 9 年 7 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるものの、再取得手續を行った時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、これを納付するには、特例納付により納付する

こととなるが、特例納付が実施されていた時期でもない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、旧姓を含め氏名を複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年10月から51年9月まで

私は、昭和53年にA市B区役所で国民年金の加入手続を行った際、「今なら特例納付期間で全期間分を以前の国民年金保険料額のままで納付することができる。」と特例納付を勧められて手続を行い、10年分の保険料を納付し、その後、残りの分を間を置かず納付した記憶がある。納付した保険料の総額は数万円ほどであったように思う。なお、厚生年金保険を脱退した時期について、社会保険事務所で国民年金に加入できないと言われたが、当時、区役所ではそのようなことは言われなかったため納付した。当時の年金手帳と領収書を紛失してしまい証明する資料は無いが、改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年にA市B区役所で国民年金の加入手続を行った際、特例納付の勧奨を受け、申立期間の国民年金保険料として数万円を納付したと主張しているが、国庫金である特例納付の保険料は市町村では取り扱っていない上、申立人が申立期間の保険料について特例納付した場合の保険料は48万円となり、申立人が納付したとする保険料額と大きく相違している。

なお、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年1月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったと推認され、社会保険事務所が保管している特殊台帳により、加入時点で納付可能な51年10月から53年3月までについて過年度納付する

とともに、同年4月からの現年度保険料をさかのぼって納付していることが確認できることから、申立人は、このことと誤認している可能性もうかがわれる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から46年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から46年11月まで

私は、会社を退職後の昭和39年11月ごろ、自宅に女性の集金人が来て、国民年金に加入するよう勧められ加入手続を行った。

申立期間当初は、集金人に国民年金保険料を3か月分ずつ納付し、複写手書きの白色伝票の控え1部を受け取り、その後は区役所から納付書が届き、郵便局の窓口で保険料を納付し、昭和46年12月からは主人の銀行口座から引き落とされるようになった。

申立期間については、納付しているはずなので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人に昭和39年11月ごろ国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、46年12月13日に払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるほか、申立人が所持している国民年金手帳でも同日に任意の資格で加入している旨記載されていることが確認でき、このことは社会保険庁のオンライン記録とも一致することから、申立人はこの日に任意の資格で国民年金に加入したものと考えられ、任意加入の場合、さかのぼって国民年金被保険者になることはできず、申立期間は未加入の期間であり、申立人は保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当初は、集金人に国民年金保険料を3か月分

ずつ納付し、その後は、区役所から送付された納付書により郵便局で保険料を納付したと主張しているが、A市における申立期間当時の保険料の収納方法は、国民年金手帳に印紙を貼付し検認する方法であり、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 46 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間において、厚生年金に加入した記録がない旨の回答をもらった。申立期間は、株式会社Aにオート三輪の運転手として勤務し、厚生年金に加入していたので、当該期間についても加入期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに照会を行った結果、同事業所は、平成 16 年に発生した台風 16 号の被害を受け、申立期間当時の人事記録や賃金台帳等の資料が水没してしまっただけで、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できる資料は残されておらず、当時のことを知る従業員もすでに退職していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除の有無については不明である旨の回答をしている。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間当時、株式会社Aに在籍していた者 13 人を抽出し、照会を行ったところ、7 人から回答を得たが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務の実態を確認することはできなかった。

さらに、社会保険事務所の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番も見られないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間当時勤務していた事業所の名称、勤務していた期間、同僚の氏名及び給与からの保険料控除の有無について、正確に記憶していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月 31 日から 54 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 12 月 31 日まで A 株式会社 に在籍していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、加入期間が同年 12 月の 1 か月分の記録が欠落していた。同年 12 月 31 日付けで退職したので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社は平成 20 年 6 月 27 日付けで破産手続が終結しているため、破産管財人に照会したところ、同社の破産開始手続開始時点で既に申立期間当時の資料は散逸し、申立内容を確認できる資料は無く、その事実を確認できる関係者も把握していない旨の回答を得た。

また、元監査役は、破産手続のため当時残存していた帳簿等は破産管財人に引渡し済みであり、申立てどおりの届出を行ったかは不明である旨の供述をしている。

さらに、当時の人事・経理担当者は、厚生年金保険の手続は健康保険、雇用保険と同一処理をし、関係書類（退職届等）を添付して上司の決裁を得ているので、適正に処理した旨の供述をしている。

加えて、申立人に係る雇用保険の離職日が昭和 53 年 12 月 29 日付けとなっており、社会保険事務所における厚生年金保険の資格喪失日は雇用保険の離職日の翌日である同年 12 月 30 日と記録されていることから、事業主

は、社会保険事務所の記録どおりに届出したことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から33年6月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の27か月間について年金記録が空白になっていることが分かった。この期間は、A協会に正社員として継続して勤務しており、当該期間が未加入期間になっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとしているA協会については、所在地を管轄する法務局には事業所の法人登記の記録は無く、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において同事業所名で確認を行ったものの、適用事業所としての記録が無い。

また、申立人が記憶している当該事業所における業務内容を踏まえ関係すると思われるB労働基準監督署、C労働局、D連合会へ照会したが、A協会の存在が確認できなかった。

さらに、申立人は、当該事業所に勤務していた期間の記憶が明確でなく、同僚の名前を記憶していない。

これらのことから、同事業所の状況や申立人の勤務状況等については確認することができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から 60 年 5 月まで

私は、株式会社Aの職業紹介で、株式会社B（C店）に雇用され、派遣販売員として勤務することになった。株式会社Bでは、いろいろなブランドの売り場で働いた。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の株式会社Aの社長及び株式会社BのC店の当時の上司の供述により、申立人が申立期間において、株式会社Aから職業紹介され、株式会社BのC店で派遣販売員として勤務していたことは推認できるが、当該事業所の当時の上司は、「正社員と時間給のパート社員は社会保険に加入していたが、派遣販売員が社会保険に加入していたか分からない。」と供述している上、当該事業所は、文書照会に対して、申立期間当時における賃金台帳等の関連資料は保管されていないと回答しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、申立期間の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号の欠番もみられないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人が当時同じ職業紹介所から派遣された販売員と記憶している同

僚の氏名、及び上記当該事業所の当時の上司が申立人と同じ職業紹介所から派遣されてきたと記憶している複数の同僚の氏名についても、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていないことから、申立期間当時、申立人を含む派遣販売員については、厚生年金保険の加入手続が行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、B健康保険組合の健康保険証を受領したと供述しているが、B健康保険組合に照会したところ、申立人の氏名については同組合の被保険者名簿に記載されていないとの回答が得られた上、申立期間のうち、昭和59年4月1日から同年8月25日までの期間については、申立人がその配偶者の事業所に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被扶養者と記載されていることから、申立期間当時、申立人がB健康保険組合の健康保険証を所持していたとの供述をそのまま肯定することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年から62年ごろまで
(A株式会社)
② 昭和61年から62年ごろまで
(B株式会社)
③ 平成4年4月から5年1月1日まで
(C株式会社)
④ 平成8年1月30日から同年4月1日まで
(D株式会社)
⑤ 平成8年4月から9年2月まで
(E株式会社)
⑥ 平成9年3月4日から11年2月28日まで
(F株式会社)

私は、申立期間①、②及び③について、それぞれの事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。また申立期間④、⑤及び⑥については、私が平成5年に社会保険事務所に行き、自分の年金について相談した際、社会保険事務所の職員から「平成11年2月まで厚生年金保険か国民年金を掛け続けるようにしてください。」と説明されたので、高齢任意加入者として厚生年金保険に加入していたはずであるが、厚生年金保険に加入していた記録が無い。すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A株式会社に係る申立期間①については、申立人が所持する普通預金通帳に当該事業所から昭和62年8月18日付けで4万5,850円が振り込まれていることが記帳されていることから、申立人が当時当該事業所に勤務していた可能性はあるが、A株式会社に照会したところ、「当社で保管している従業員名簿には、パート職員を含めても申立人の氏名が記載されていないことから、申立人について当社では厚生年金保険の資格取得の届出を行っていない。また当社からの振込みがあったとしても、給与では無く、配送手数料の可能性はある。」と回答していることから、申立期間における申立人の正確な勤務期間等の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、当時、A株式会社に勤務していた従業員に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできない。

2 B株式会社に係る申立期間②については、当時の人事担当者の供述及び申立人が所持する普通預金通帳に当該事業所から昭和63年1月27日付けで2万1,638円が振り込まれていることが記帳されていることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、上記人事担当者は「申立人は夜間勤務の臨時雇用であったため、厚生年金保険の資格取得手続は行っておらず、勤務期間は覚えていない。」とも供述しているため、申立期間における申立人の正確な勤務期間及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、B株式会社は平成18年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会したところ、「申立人は臨時雇用だったので厚生年金保険の資格取得手続は行っていなかったと記憶しているが、正確な勤務期間等については、会社が破産した際、すべての資料を破産管財人に渡したため不明」と回答している上、破産管財人に照会しても、「当時の社員名簿、賃金台帳等は一切残っていない。」と回答していることから、申立期間における申立人の正確な勤務期間及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

3 C株式会社に係る申立期間③については、当時の同僚の供述及び申立人が所持する手帳のスケジュール月日欄に当該事業所名の記載があることから、当時申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できるが、上記同僚の供述においても申立人の勤務期間は明確ではなく、申立人の

申立期間における勤務実態は確認できない。

また、C株式会社は平成12年に解散し、当時の事業主及び当時社会保険事務を担当していた社会保険労務士も既に亡くなっており、元事業主及び破産管財人に照会したところ、破産管財人は「営業所を明け渡した際に帳簿類等の関係書類は廃棄処分した。」と回答していることから、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

さらに、当時C株式会社に勤務していた同僚に照会したところ、「当時は3か月の試用期間があり、試用期間後に厚生年金保険の手続がされていた。」と回答していることから、当該事業所においては従業員について入社後ただちに厚生年金保険を加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間の途中である平成4年8月4日付けで国民健康保険の加入手続をしていることが国民健康保険の記録から推認できることから、申立人が当時健康保険及び厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

4 D株式会社に係る申立期間④、E株式会社に係る申立期間⑤及びF株式会社に係る申立期間⑥については、申立人は「平成11年2月まで厚生年金保険に加入していた。」と供述しているが、申立人は平成8年*月*日に満65歳に達していることから厚生年金保険法第14条の5号による厚生年金保険被保険者資格喪失に該当（平成14年4月1日から70歳未満に改正）し、申立人は当時年金受給資格を有していたことから、申立期間においては厚生年金保険法の規定から厚生年金保険の加入者となることはできず、厚生年金保険の高齢任意加入被保険者であったとも考え難いことから、申立期間については健康保険のみ加入していたことがうかがえる。

5 D株式会社に係る申立期間④については、申立人に係る雇用保険の記録から申立期間において当該事業所で勤務していたことは確認できるが、当該事業所の元事業主及び担当社会保険労務士の事務所に照会したところ、申立期間当時の事業主及び社会保険労務士は亡くなっており、関係書類は廃棄処分しているとともに回答していることから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

6 E株式会社に係る申立期間⑤については、申立人が所持する普通預金元帳において、当該事業所から平成8年5月から7月及び同年11月の間

に4回にわたり申立人の口座に送金されていることが記帳されていることから、申立人が当該事業所に勤務していた可能性はあるが、申立期間当時の従業員に照会しても、申立人の正確な勤務期間及び給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認するための供述を得ることはできない。

また、E株式会社に照会したところ、「当社では申立人について厚生年金保険を加入させていた記録は無い。」と回答している上、E株式会社が加入しているG厚生年金基金に照会したところ「当基金においても申立人の厚生年金基金の加入記録は無いが、当時申立人は65歳以上であったことから加入資格は無いと考えられる。」と回答していることから、当時65歳以上であった申立人について当該事業所が厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

7 F株式会社に係る申立期間⑥については、同事業所の人事記録、同僚の証言から、申立人が同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所が保管する「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、申立人は健康保険のみの被保険者として資格を取得していたことが確認できる。

また、F株式会社が保管している申立人に係る平成9年4月分、同年5月分、10年3月分、同年12月分及び11年1月分の給料計算表においては、厚生年金保険料が控除されていない。

さらに、F株式会社に照会したところ、「申立人については健康保険のみの加入である。」と回答している。

8 社会保険事務所のA株式会社、B株式会社、C株式会社及びE株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は記載されておらず、申立期間における健康保険番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人が手続上雇用保険に加入することが可能であった申立期間①、②及び③に係る雇用保険の記録についても確認できない。

9 このほか、申立人の全申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月23日から同年9月5日まで
② 昭和24年10月6日から25年4月1日まで
③ 昭和25年11月から26年3月まで
④ 昭和28年1月から同年9月30日まで
⑤ 昭和29年11月1日から31年3月1日まで
⑥ 昭和35年2月から同年8月31日まで

申立期間①の有限会社Aは、私の伯父の会社であり、昭和23年12月1日から24年10月6日まで継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が抜けている。

申立期間②の株式会社Bには、昭和24年10月に入社したが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の資格取得日は25年4月1日とされている。

申立期間③のC株式会社には、昭和25年11月に入社したが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の資格取得日は26年3月17日とされている。

申立期間④のD株式会社には、昭和28年1月に入社したが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の資格取得日は同年10月1日とされている。

申立期間⑤のE株式会社には、昭和29年3月から勤務し、35年2月まで継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、29年11月1日から

31年3月1日までの厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間⑥の株式会社Fには、昭和35年2月に入社したが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の資格取得日は同年9月1日とされている。

これらの申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、有限会社Aは、昭和56年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に亡くなり、事業主の親族に対し照会しても、申立人の申立期間に係る当時の賃金台帳等関連資料が保管されていないため、申立てに係る事実を確認することはできない。

また、申立人が記憶している事業所関係者を含め複数の元同僚に照会したが、申立人の正確な勤務期間、勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

加えて、社会保険事務所の保管する有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和24年8月23日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失し、健康保険証が返納され、同年9月5日に再び被保険者資格を取得したことが記録されており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い上、申立期間前後の申立人の健康保険の整理番号についてもそれぞれ2番と5番と異なっているため、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、株式会社Bは、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、法人登記簿謄本においても昭和49年10月1日に解散している上、申立期間当時の事業主は既に亡くなり、当時の関連資料についても存否が不明であるため、申立てに係る事実を確認することはできない。

また、株式会社Bの申立期間当時の複数の元同僚に照会しても、申立てに係る事実を確認するための供述は得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間③及び⑤について、元同僚の供述から、申立人が申立期間においてC株式会社（後に、E株式会社）に勤務していた可能性はあるが、当

該事業所は、昭和 36 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は既に亡くなり、当時の関連資料についても存否が不明であるため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

また、複数の元同僚に照会したところ、このうち一人は、「勤務を開始してから約 2 年間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることから、当時、当該事業所においては、すべての従業員について、入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間④について、D 株式会社^④に照会したが、当時の関連資料は保管されておらず、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていた事実は確認することはできない。

また、複数の元同僚に照会しても、申立人を記憶している者はおらず、申立てに係る事実を確認するための供述を得ることはできなかった。

さらに、複数の元同僚は、勤務を開始して数か月は厚生年金保険に加入していなかった旨を供述していることから、当時、当該事業所においては、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間⑥について、申立人が所持している元事業主が申立人の株式会社 F における勤務期間を証明した旨を記載している文書の内容から、申立人が申立期間において運転手として同社に勤務していたことは推認できるが、当該事業所は昭和 37 年 11 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に亡くなり、事業主の親族に対し照会しても、申立期間当時の関連資料等が保管されていないため、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

また、複数の元同僚に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月10日から35年8月20日まで

私は、Aデパート内にあったB店（後に、株式会社B）に、昭和32年1月10日から37年1月まで調理師として勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、資格取得日が35年8月21日となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する昭和32年11月17日付けB開店5周年記念の集合写真及び複数の元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、B店に喫茶店の調理師として勤務していたことは推認できる。

しかし、B店は、法人登記簿では、昭和33年10月14日に株式会社Bとなっており、申立人が入社したとする32年1月10日から会社設立までの間は、個人経営の喫茶店であり、この業種は厚生年金保険法上の強制適用の対象事業所ではなく、当該事業所が厚生年金保険の任意適用事業所であった事実も確認できない。

また、社会保険庁の記録及び社会保険事務所が保管するB店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該事業所が新規適用事業所となったのは昭和34年7月1日であり、申立人は、申立期間のうち32年1月10

日から 34 年 6 月 30 日までの期間において、B 店の従業員として厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

さらに、B 店の元事業主及び経理を担当していた元事業主の姉は、当該事業所が厚生年金保険に加入した当時、喫茶店などのサービス部門の従業員は入れないと聞いていたので、事務所及び工場の従業員のみ加入していた旨供述しているほか、複数の元同僚へ照会したところ、昭和 34 年 7 月 1 日付けで被保険者資格を取得している 7 人は、元事業主と事務所にいた 4 人の事務担当者及び工場で「あん」を製造していた二人の従業員であると供述しており、このことは、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載内容と一致していることから、当時、当該事業所では、すべての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれ、その後、他の従業員についても、逐次、資格取得手続が行われたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 18 日まで
申立期間については、脱退手当金を請求した記憶も受け取った記憶もないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱 A」の表示が有り、申立人の前後の厚生年金保険被保険者番号を持つ 40 人のうち「脱 A」の表示が有るのは申立人を含め 6 人みられるが、6 人全員脱退手当金を受給していることが、社会保険庁のオンライン記録で確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から 41 年 3 月 21 日まで
私は申立期間に係る脱退手当金の支給を受けた記憶はないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年7月1日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の被保険者名簿には「脱」表示が無いものの、当該事業所において脱退手当金の支給記録が有る者のうち、申立人以外に「脱」表示が無い者が見受けられることから、被保険者名簿に「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認することはできず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。